一五〇　アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による気候変動適応推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件　二一　四

一五一　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二一　特24　二

一五二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の口上書の交換に関する件　二二　二

一五三　インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　二

一五四　タイ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三

一五五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書の改正等に関する件　二三　五

一五六　ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　七

一五七　アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二三　七

一五八　シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二三　七

一五九　シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二三　七

一六〇　エジプト・アラブ共和国における周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件　二三　七

一六一　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二七　三

一六二　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二七　98　三一

〇財務省

九五　外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件　一　四

九六　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　四

九七　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　一　五

九八　沖縄振興開発金融公庫の貸付金利息のうち未収貸付金利息、借入金利息及び寄託金利息並びに債券利息のうち債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法を定める件の一部を改正する件　一　77　三云

九九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　77　二七

一〇〇　財政法第三十四条二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　三　二

一〇一　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　六　81　一

一一〇二―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　84　一

一一一三―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　84　九

一一一四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　84　一〇

一一一七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　85　二八

一一一八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　85　二九

一一一九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　85　二九

一一二〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　85　二九

一一二一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　85　三〇

一一二二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　85　三〇

一一二三　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　一四　87　一

一一二四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　四

一一二五　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　三〇　七

一一二六